

12月定例会

12月10日～

令和元年度一般会計補正予算外5件の予算審議及び新規条例の制定1件と一部改正4件を可決し、平成30年度一般会計ほか6会計の歳入歳出決算を認定しました。

一般会計

歳入歳出予算を44億53万円増、総額が45億4698万円となりました。

★主たる補正内容

△歳入▽

▽森林環境保全整備事業補助金
978万円増

▽立木売却収入
389万円増

新規で付いたもの

▽土地売却収入
253万円

△歳出▽

▽職員給与経費
916万円増
(内539万円は時間外勤務手当)

(内166万円は期末勤勉手当)

▽平成30年度障害者自立支援給付費等国庫負担金返還金
292万円増

▽出産準備金助成事業
30万円増

▽森林環境保全整備事業(町有林の除間伐等)
1344万円増

▽ホテル溪谷改修事業(冷房機器取替工事)
292万円増

新規で付いたもの

▽多目的活性化センター
過年度電気料返還金
18万円

▽四区雑用水配水管更新工事
148万円増

▽滝上中学校校舎移転事業
987万円
(内437万円は移転改修工事設計業務
(内550万円は旧滝上高等学校校舎購入)

質疑

質疑

※職員給与経費
時間外勤務手当
539万円

〈高橋議員〉
時間外勤務の実態はどうなっているのか。又前年比とその要因を教えてください。

〈岡田総務課長〉

残業の実態について、4月は人事異動等、統一地方選挙により増となった。5月から10

は前年より微減している。今後の方策としては、深夜勤務の職員が散見されていることから、各課に周知し、抑制に努めたい。

※多目的活性化センター過年度電気料返還金18万円

〈高橋議員〉

説明の中で、店主から照会后、4か月後に過誤があったことを報告とあるが、事務処理のスピードがあまりにも遅いのは。チェック体制を強化すると言いますが、具体的にどのよう強化していくのか。

〈齊藤副町長〉

まず一点目として、毎月の計算の際、前年同月と比較し、チェックする。

二点目、係長・課長

決裁の際に漫然とするのではなく、職責に応じた主眼でチェックを行う。

今後は、町民から照会があったものにはしっかりと、速やかに対応することを職員に周知していく。

専決処分を承認

・一般会計補正予算(第8号)

△歳出▽

▽総務管理費事務経費委託料(弁護士委任)
81万円増

・一般会計補正予算(第9号)

△歳出▽

▽地域包括支援センター経費委託料(介護支援システム改修業務)
44万円増

・一般会計補正予算(第10号)

△歳出▽

▽雑用水施設修繕料(雑用水配水管第1)

号幹線及び第3号
幹線漏水調査・配水
管漏水修理)
505万円増

**国民健康
保険特別会計**

歳入歳出予算を2
00万円増、総額が
2億6837万円と
なりました。

△歳出▽

▽一般被保険者高額
療養費
200万円増

介護保険特別会計

歳入歳出予算を5
万円減、総額が3億
8581万円となり
ました。

△歳出▽

▽包括的・継続的ケア
マネジメント支援事業
(職員手当等)
5万円減

下水道特別会計

歳入歳出予算を1
18万円増、総額が
1億4681万円と

なりました。

△歳出▽

▽職員給与経費
149万円減
▽処理場経費
265万円増

水道特別会計

歳入歳出予算を1
24万円減、総額が
3億6515万円と
なりました。

△歳出▽

▽職員給与経費
178万円減
▽車両経費
32万円増

**国民健康保険
病院事業会計**

収益的支出

▽病院事業費用
支出756万円減
6億9381万円とな
りました。
▽職員給与費
775万円減

▽心電図モニター賃
貸料
19万円増

**その他可決・
承認された事項
(抜粋)**

※1

滝上町会計年度任
用職員の給与及び
費用弁償に関する
条例の制定につい
て

令和2年4月1日
から施行される地
方公務員法及び地
方自治法の一部を
改正する法律によ
り「会計年度任用
職員」が創設。臨時
非常勤職員の適正
な任用・勤務条件
を確保するため

※2

地方公務員法及び地
方自治法の一部を改
正する法律の施行に
伴う関係条例の整備
に関する条例の制定
について

※3

滝上町議会議員の議
員報酬及び費用弁償
に関する条例の一部
を改正する条例の制
定について

※4

特別職職員で常勤
のもの給与に関
する条例の一部を
改正する条例の制
定について

※5

滝上町職員の給与
に関する条例の一
部を改正する条例
の制定について

オホーツク町村公
平委員会の規約の
一部を改正する規
約について

人権擁護委員候補
者の推薦について

前任の方の任期満
了に伴い次の方を適
任であると答申

・ 滝美町
・ 丸 恵里佳 氏

※1、※2については、
総務文教常任委員会
に付託され、12月11
日原案可決
※3、※4、※5につ
いては、人事院勧告
に基づく国家公務員
給与改定に関する所
用の改正
※5 月例給について
は若年層に重点を置
き平均0.1%の引上げ
手当については
0.05ヶ月分の引
上げ。